

揭示文書一覽(市長分)

令和7年6月6日

種別	番号	題 名	主 管 課
告示	350	放置自転車等の移送及び保管について	道路総務課
告示	351	姫路市国民健康保険料の滞納処分に係る差押調書（謄本）の公示送達について	国民健康保険課
告示	352	指定障害福祉サービス事業者の指定について	監査指導課
告示	353	指定障害児通所支援事業者の指定について	監査指導課
告示	354	指定地域生活支援サービス事業者の指定について	監査指導課
告示	355	指定障害福祉サービス事業者の廃止について	監査指導課
公告	289	開発行為に関する工事の完了について	まちづくり指導課
公告	290	道路の位置の指定について	建築指導課
公告	291	統合型校務支援システムの導入業務委託に係る公募型プロポーザルの実施について	教育研修課

【 閲覧用 】
持ち帰り厳禁

姫路市長 清 元 秀 泰

放置自転車等の移送及び保管について

姫路市自転車等の駐車秩序に関する条例（昭和63年姫路市条例第3号）第11条及び第12条の規定により、自転車及び原動機付自転車（以下「原付」という。）を移送し、保管したので、同条例第13条第1項の規定により姫路市自転車等の駐車秩序に関する条例施行規則（昭和63年姫路市規則第45号）第5条に定める事項を告示する。

記

1 移送した理由

放置禁止区域内に放置されていたため、放置準禁止区域内において放置を禁止されている時間内に放置されていたため又は放置禁止区域若しくは放置準禁止区域以外の区域（以下「その他区域」という。）に放置されており、市長が良好な生活環境が確保されないと認めたため。

2 移送日等

移 送 日	放 置 場 所	移 送 台 数（台）		
		自 転 車	原 付	計
令和7年（2025年） 5月 1日（木）	姫路駅周辺等放置禁止区域	0	0	0
	姫路駅周辺放置準禁止区域	0	0	0
	その他区域	7	0	7
5月 2日（金）	姫路駅周辺等放置禁止区域	0	0	0
	姫路駅周辺放置準禁止区域	0	0	0
	その他区域	2	1	3
5月 3日（土）	姫路駅周辺等放置禁止区域	3	0	3
	姫路駅周辺放置準禁止区域	1	0	1
	その他区域	2	0	2
5月 4日（日）	姫路駅周辺等放置禁止区域	0	0	0
	姫路駅周辺放置準禁止区域	0	0	0
	その他区域	1	0	1
5月 6日（火）	姫路駅周辺等放置禁止区域	0	0	0

	姫路駅周辺放置準禁止区域	0	0	0
	その他区域	3	0	3
5月 7日（水）	姫路駅周辺等放置禁止区域	1	0	1
	姫路駅周辺放置準禁止区域	0	0	0
	その他区域	2	0	2
5月 8日（木）	姫路駅周辺等放置禁止区域	4	0	4
	姫路駅周辺放置準禁止区域	1	0	1
	その他区域	3	0	3
5月 9日（金）	姫路駅周辺等放置禁止区域	3	0	3
	姫路駅周辺放置準禁止区域	0	0	0
	その他区域	2	0	2
5月 10日（土）	姫路駅周辺等放置禁止区域	0	0	0
	姫路駅周辺放置準禁止区域	0	0	0
	その他区域	2	0	2
5月 11日（日）	姫路駅周辺等放置禁止区域	0	0	0
	姫路駅周辺放置準禁止区域	0	0	0
	その他区域	5	0	5
5月 13日（火）	姫路駅周辺等放置禁止区域	0	0	0
	姫路駅周辺放置準禁止区域	0	0	0
	その他区域	2	0	2
5月 14日（水）	姫路駅周辺等放置禁止区域	4	0	4
	姫路駅周辺放置準禁止区域	1	0	1
	その他区域	2	0	2
5月 16日（金）	姫路駅周辺等放置禁止区域	0	0	0
	姫路駅周辺放置準禁止区域	0	0	0
	その他区域	2	0	2
5月 17日（土）	姫路駅周辺等放置禁止区域	4	0	4
	姫路駅周辺放置準禁止区域	1	0	1
	その他区域	1	0	1
5月 18日（日）	姫路駅周辺等放置禁止区域	0	0	0

	姫路駅周辺放置準禁止区域	0	0	0
	その他区域	3	0	3
5 月 20 日 (火)	姫路駅周辺等放置禁止区域	3	0	3
	姫路駅周辺放置準禁止区域	0	0	0
	その他区域	1	0	1
5 月 22 日 (木)	姫路駅周辺等放置禁止区域	0	0	0
	姫路駅周辺放置準禁止区域	0	0	0
	その他区域	5	0	5
5 月 23 日 (金)	姫路駅周辺等放置禁止区域	0	0	0
	姫路駅周辺放置準禁止区域	0	0	0
	その他区域	1	0	1
5 月 24 日 (土)	姫路駅周辺等放置禁止区域	0	0	0
	姫路駅周辺放置準禁止区域	0	0	0
	その他区域	1	0	1
5 月 25 日 (日)	姫路駅周辺等放置禁止区域	7	0	7
	姫路駅周辺放置準禁止区域	0	0	0
	その他区域	2	1	3
5 月 27 日 (火)	姫路駅周辺等放置禁止区域	0	0	0
	姫路駅周辺放置準禁止区域	0	0	0
	その他区域	2	0	2
5 月 28 日 (水)	姫路駅周辺等放置禁止区域	0	0	0
	姫路駅周辺放置準禁止区域	0	0	0
	その他区域	1	0	1
5 月 29 日 (木)	姫路駅周辺等放置禁止区域	0	0	0
	姫路駅周辺放置準禁止区域	0	0	0
	その他区域	1	0	1
5 月 30 日 (金)	姫路駅周辺等放置禁止区域	9	0	9
	姫路駅周辺放置準禁止区域	2	0	2
	その他区域	5	0	5
5 月 31 日 (土)	姫路駅周辺等放置禁止区域	0	0	0

	姫路駅周辺放置準禁止区域	0	0	0
	その他区域	1	0	1

3 保管期間

移送後 60 日

4 保管場所

姫路市南条三丁目（姫路バイパス高架下）

電話 288－4720

5 返還時間

保管期間中（月曜日、12月29日から1月3日を除く。）の午前9時から午後6時まで

6 返還を受けるための必要事項

（1）鍵及び住所氏名を明らかにできるものを持参すること。

（2）移送保管料として自転車1台につき2,500円、原動機付自転車1台につき5,000円を納入すること（その他区域から移送したものについては不要）。

7 問合せ先

姫路市建設局道路管理部道路総務課

電話 221－2608

姫路市告示第 351号

令和 7年 6月 6日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市国民健康保険料の滞納処分に係る差押調書（謄本）の公示送達について

国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条の規定により準用される地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により、下記書類を保管しているため、いつでもその送達を受けるべき者に交付します。

記

1 送達を受けるべき者の最終確認住所及び氏名

姫路市車崎二丁目6番22号

クローバーハイツ201号室

池本 悠悟

2 送達すべき書類

姫路市国民健康保険料の滞納処分に係る差押調書（謄本）

姫路市告示第 352号

令和 7年 6月 6日

姫路市長 清 元 秀 泰

指定障害福祉サービス事業者の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第51条の規定により告示する。

記

1	事業者の名称及び 所在地	株式会社ミチルワグループ 東京都中央区東日本橋三丁目3番7号
	事業所の名称及び 所在地	ハンズ姫路 姫路市西駅前町88番地 キャスパビル203号
	指定年月日	令和7年（2025年）6月1日
	指定事業の種類	就労移行支援、就労定着支援
	指定事業所番号	2814004202
2	事業者の名称及び 所在地	株式会社キタカワ 姫路市北条宮の町137番地
	事業所の名称及び 所在地	共生型デイサービスあゆ美 姫路市北条宮の町137番地
	指定年月日	令和7年（2025年）6月1日
	指定事業の種類	生活介護（共生型）
	指定事業所番号	2814004210

3	事業者の名称及び 所在地	一般社団法人あうん 高砂市北浜町西浜 1 2 1 6 番 3
	事業所の名称及び 所在地	グループホームあうん 姫路市的形町的形 1 9 9 3 番地
	指定年月日	令和 7 年（2025年） 6 月 1 日
	指定事業の種類	共同生活援助（介護サービス包括型）
	指定事業所番号	2 8 2 4 0 0 0 5 7 0

姫路市告示第 353号

令和 7年 6月 6日

姫路市長 清 元 秀 泰

指定障害児通所支援事業者の指定について

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の指定障害児通所支援事業者を指定したので、同法第21条の5の25の規定により告示する。

記

1	事業者の名称及び 所在地	合同会社彌榮 姫路市東辻井四丁目4番7号
	事業所の名称及び 所在地	g o o d 姫路市東辻井四丁目4番7号
	指定年月日	令和7年（2025年）6月1日
	指定事業の種類	児童発達支援、放課後等デイサービス
	指定事業所番号	2854002173
2	事業者の名称及び 所在地	合同会社来夢 姫路市山吹一丁目6番66-2号
	事業所の名称及び 所在地	児童発達支援・放課後等デイサービス ナチュリ ー 姫路市山吹一丁目6番66-2号
	指定年月日	令和7年（2025年）6月1日
	指定事業の種類	児童発達支援、放課後等デイサービス

	指定事業所番号	2854002181
3	事業者の名称及び 所在地	株式会社GROVE 揖保郡太子町東南692-2-2
	事業所の名称及び 所在地	重心型児童デイ e a r t h 姫路 姫路市川西台29番地
	指定年月日	令和7年（2025年）6月1日
	指定事業の種類	児童発達支援、放課後等デイサービス
	指定事業所番号	2854002199
4	事業者の名称及び 所在地	株式会社ライフシャイン 姫路市広畑区才1番地
	事業所の名称及び 所在地	放課後等デイサービスおおぞら 姫路市広畑区東新町1丁目38-3
	指定年月日	令和7年（2025年）6月1日
	指定事業の種類	放課後等デイサービス
	指定事業所番号	2854002207

姫路市告示第 354号

令和 7年 6月 6日

姫路市長 清 元 秀 泰

指定地域生活支援サービス事業者の指定について

姫路市障害福祉地域生活支援事業の実施に関する要綱（平成18年9月29日制定）第12条第1項の指定地域生活支援サービス事業者を指定したので、同要綱第23条の規定により告示する。

記

1	事業者の名称及び 所在地	合同会社縁優 明石市二見町東二見487-1 グリーンハイツ 川上301号
	事業所の名称及び 所在地	訪問介護事業所 縁優 明石市二見町東二見487-1 グリーンハイツ 川上301号
	指定年月日	令和7年（2025年）6月1日
	指定事業の種類	移動支援事業
	指定事業所番号	2864002361

姫路市告示第 355号

令和 7年 6月 6日

姫路市長 清 元 秀 泰

指定障害福祉サービス事業者の廃止について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定による届出があったので、同法第51条の規定により告示する。

記

1	事業者の名称及び 所在地	株式会社ハNZ 姫路市西駅前町88番地 キャスパビル203号
	事業所の名称及び 所在地	ハNZ姫路 姫路市西駅前町88番地 キャスパビル203号
	廃止年月日	令和7年（2025年）6月1日
	指定事業の種類	就労移行支援、就労定着支援
	指定事業所番号	2814002446

姫路市公告第 289号

令和 7年 6月 6日

姫路市長 清 元 秀 泰

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

記

1 許可年月日及び許可番号

令和7年1月29日

姫路市指令土 第1－51－2号（24）

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

姫路市飾磨区上野田六丁目114番及び115番

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

明石市花園町2番地の2

株式会社勝美住宅

代表取締役 渡辺 喜夫

姫路市公告第 290号
令和 7年 6月 6日

姫路市長 清 元 秀 泰

道路の位置の指定について

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により道路の位置を指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により公告する。

記

指定道路の種類	指定番号	指定年月日	指 定 道 路 の 位 置	幅員	延長
法第42条第1項第5号	6-22	令和7年 (2025) 6月5日	姫路市大津区天満字堂ノ後868番1 及び868番1地先里道の一部並びに 字鴨羅869番2の一部	m ① 4.80	m ① 40.74
				② 5.00	② 15.00

令和 7年 6月 6日

姫路市長 清 元 秀 泰

統合型校務支援システムの導入業務委託に係る公募型プロポーザル
の実施について

標記の件について、下記のとおり公告する。

記

1 プロポーザルに付する事項

(1) 業務名

統合型校務支援システムの導入及び運用保守業務委託

(2) 業務の概要

本市の市立学校の教職員及び教育委員会事務局の職員が利用する統合型校務支援システムの更新及び運用保守について、受託する事業者を求めるもの。

(3) 履行場所

姫路市立総合教育センターほか

(4) 業務期間

ア 統合型校務支援システム導入業務

契約を締結した日から令和8年2月28日まで

イ 統合型校務支援システム運用保守業務

令和8年3月1日から令和13年2月28日まで（長期継続契約）

※ 地方自治法第234条の3、地方自治法施行令第167条の17及び姫路市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例第3号に基づく60ヵ月の長期継続契約を想定している。

(5) 提案上限金額

ア 統合型校務支援システム導入業務

1 3 6, 3 6 3 千円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）

イ 統合型校務支援システム運用保守業務

月額 2, 7 2 7 千円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）

※ イの提案上限金額については、年度ごとの予算額を保障するものではない。

なお、令和 8 年度以後において、この契約に係る本市の予算の減額又は削除があったときは、この契約を変更し、又は解除することができることとする。この変更又は解除により契約相手方に損害があるときは、契約相手方は、その損害の賠償を本市に請求することができる。この場合における賠償額は、姫路市と契約相手方との協議の上定めるものとする。

2 プロポーザルの実施

- (1) 本件は、統合型校務支援システム導入に係る業務委託公募型プロポーザル募集要項に基づき実施する。

統合型校務支援システム導入に係る業務委託公募型プロポーザル募集要項は、姫路市役所ホームページで提供する。

(<https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000031001.html>)

- (2) 担当部署及び連絡先

姫路市教育委員会事務局学校教育部総合教育センター教育研修課

〒 6 7 0 - 0 9 3 5 姫路市北条口三丁目 2 9 番地

電話：0 7 9 - 2 2 4 - 5 8 4 1